脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.62

** **

**Written Submission**

**to the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities**

**on the Draft Guidelines on Deinstitutionalization, including in emergencies**

Submitted by: **KEYSTONE MOLDOVA**

With the support of [Validity Foundation – Mental Disability Advocacy Centre](https://validity.ngo/)

Email: [validity@validity.ngo](mailto:validity@validity.ngo)

**緊急時を含む脱施設化ガイドラインについての障害者権利委員会への書類提出**

提出者: キーストーン・モルドバ(Keystone Moldova)

サポート: Validity財団 -精神障害権利擁護センター

2022年6月30日

2022年6月25日、「モルドバの礎石」(Keystone Moldova)は、緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン草案の協議に関するワークショップを開催した。このガイドラインは、自立して生活し、地域社会に包摂される権利を述べた第19条に関する障害者権利委員会の一般的意見第5号（2017年）と、障害者の自由と安全の権利に関する第14条のガイドラインを補完するものである。これらのガイドラインは、条約締約国、市民社会組織、その他の利害関係者に指針を提供し、障害者が社会に包摂される権利を実施するための努力を支援する。

ワークショップはキシナウで対面で開催された。この活動には、国内のさまざまな地域（カンテミール、オルヘイ、ラプシュナ、ファレスティ）から10人の**セルフ・アドボケート**（自己権利擁護者。障害当事者のこと）が参加した。参加した若者の中には元入所施設の居住者であり、脱施設化のプロセスを経た者もおり、ガイドラインについて協議する上で最も推奨される人々といえる。

グラフ, 円グラフ

自動的に生成された説明

ワークショップの進行は、この分野に精通したコンサルタントが担当した。彼はその後、ワークショップで確認された提案事項を含む報告書を作成した。報告書は英語に翻訳され、障害者権利委員会に送られた。

緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン草案について、モルドバの若年障害者で構成される当事者グループのメンバーと協議する過程で、以下の提言が出された。

1. COVID 19のパンデミックや隣国ウクライナでの戦争のような危機的状況においても、国は脱施設化のプロセスを止めてはならない。現在入所施設で生活している障害者のための社会サービス開発の資源を確保しなければならない。予防措置や緊急事態を口実に、入所施設の居住者たちは、隔離され、施設を出て地域社会に入ることを許されず、代わりに行う活動の欠如に直面していると報告している。パンデミック期間中、入所施設で提供されるサービスの質は低下し、利用者と職員との間の対立状況は増加している。

2. 国は、入所施設の整備に資金を投入するのではなく、障害者の地域サービスの発展のための資源を特定すべきである。入所施設に財源を投じると、脱施設化のプロセスが止まってしまう。

3. 現在入所施設で生活しているすべての障害者を脱施設化し、地域サービスに移行させる必要がある。入所施設の建物内に、障害者のためのデイセンター、レスピロ（息抜き）サービスを設置することが推奨される。

4. 施設入所者の数を減らすため、入所施設への障害者の入所を一時停止する。

5. 小規模な入所施設の設立を避けるため、障害者のための地域社会サービスが入所施設によって開発・運営されている全国脱施設化プログラムを見直すこと。同様に、地域福祉サービスで雇用される専門職も、かつて入所施設で働いていたような専門職であってはならない。なぜなら、ほとんどの場合、入所施設で働いていた職員が、入所施設で一般的なパターンに従って働き、人々とコミュニケーションをとっているからである。このようなやり方は、サービスの質を著しく低下させ、その人の地域社会への参加に悪影響を及ぼす。

6. 私的及び公的なサービス提供者の公的資金への平等なアクセスを確保することによって、脱施設化と地域社会サービスへの投資を増やすこと。

7. 障害者の社会的役割の向上と権利の尊重を中心とした地域サービスにおいて、障害者とともに働く専門職のための研修プログラムが必要である。

8. 障害者の権利について国民に知らせることは、国の優先事項のひとつであるべきである。同様に、地域社会における障害者の権利の尊重を保証し、地域社会における障害者の包摂を育むために、地域社会サービスが展開される地域を準備することも重要である。

9. 入所施設に入っている人が地域社会で生活できるようにするための研修プログラムをもっと充実させるべきである。地域社会に適応できず施設に戻る人がいるのは、地域社会で生活するための十分な準備がなされていないからである。

10. 障害者自身が脱施設化計画の作成に参加し、一緒に住む人を選んだり、居住の場の選択、家具や機器設備の購入に参加したりできるようにすべきである。

11. 脱施設化とは、運動機能の障害者や運動機能が低下した人が利用しやすい環境を整えることでもある。国営施設も民間施設もアクセシブルでなければならない。また、その人のニーズに応じて、理解しやすい言語や形式で情報を提供することも必要である。

12. 職業指導プログラム、職業訓練を通じて、脱施設者の就職、自営業の支援サービスを提供すること。現在、入所施設にいる障害者には（たとえ小中学校を卒業している者がいたとしても）卒業証書が与えられておらず、この資格の欠如の結果、脱施設者は国家雇用庁が提供する職業訓練プログラムの恩恵を受けることができない。

13. 脱施設者は、入所施設において奪われた特定の学業（一定の学校サイクルでの学業修了証の取得）を希望する場合、教育を受けることができるべきである。このような人々の教育へのアクセスは、法律によって規制されるべきである。

14. 退所した障害者が、金銭給付（障害者手当）を受ける権利を行使できなければならない。経済的資源のない人々は、地域社会で自立して生活し、家庭を築くことが困難である。経済的資源がなければ、人々は金銭管理の方法も、食料やエネルギーの効率的な利用も学べない。

15. 地域サービスの障害者は、自立して生活する障害者と同じように、温泉療法サービスを利用する権利を持つべきである。現在のところ、地域サービスの人々は、国に従属する温泉療法施設でのリハビリテーションサービスの恩恵を受けることができない。

16. 地域社会への包摂に役立たせるために、脱施設者のための地域支援サービス（心理的支援、法的支援、社会的支援）を発展させることが推奨される。

17. 脱施設者は、施設の医師によるケア（付き添い）ではなく、地域社会の医療サービスを利用できなければならない（現在、これは入所施設が行う社会サービスとされている）。「保護住居」と「地域ホーム」という社会サービスを利用している脱施設者の地域精神保健センターへのアクセスが限られていることと、地域レベルでの社会部門と保健部門の連携が不十分であることが、障害者が入所施設の医療スタッフに依存する理由である。

18. 脱施設者は、身分証明書とパスポート（旅行する場合）、および障害の程度を証明する書類を持たなければならない。障害の程度を証明する書類があれば、医療被保険者となり、社会手当や障害者向けサービスの恩恵を受けることができる。

19. 入所施設の障害児に、国は何よりもまず、利用できる家族型サービスを開発しなければならない。また、入所施設からの養子縁組を希望する家族のための動機付けプログラムも開発しなければならない。どの子も施設で暮らすべきではない。なぜなら、施設の職員は入所児の面倒を見ておらず、ほとんどの場合、入所している子どもは虐待を経験し、非人間的な扱いを受けるからである。

20. 高齢の障害者を入所施設に入れるべきでない。高齢者が地域社会にとどまり、質の高いケアサービス、心理的支援、社会的支援を家庭で受けられるよう、地域レベルのサービスを開発することが必要である。高齢者のための移動チームサービス、在宅ソーシャルケアサービス、デイセンターを開発することが必要である。

21. 障害者の自立生活を促進するために、国は、障害者への社会住宅の提供や住宅購入のための優遇融資に関するプログラムを策定しなければならない。

22. 入所サービスで生活し、非人道的な扱いを受けてきた障害者は、国から金銭的補償を受けるべきである。この取り組みは、現在入所施設で生活している障害者に対する入所施設の従業員の差別的で虐待的な態度を減少させるであろう。

23. 障害のある女性や少女は、特に虐待を受けやすいので、法律で保護されるべきである。虐待を受けた障害のある少女や女性（特に知的障害や精神障害のある人）は、警察や検察庁などの責任ある機関に真剣に取り合ってもらえないことが多い。その結果、その人はそれらの機関に対する信頼がないため、問題を報告しない。障害のある女性や少女に対する虐待の防止に関する情報プログラムは、すべての責任ある主体（社会サービス、警察、検察庁）が関与して作成されなければならない。

24. 国は、採択する法律と、法律を機能的かつ適用可能なものにするプログラムを通じて、国内における障害者の権利の尊重を保証しなければならない。同時に、法的枠組みを遵守しない者を制裁する仕組みが施行されるべきである。

注：本提出文書に示された見解は著者のものであり、著者が協議プロセスに参加することを可能にした団体の意見を必ずしも反映するものではない。

（翻訳：佐藤久夫、尾上裕介）